

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府長岡市神足焼町1番地	平成25年7月29日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) パナソニックデバイスクリートセミコンダクター株式会社 代表取締役社長 水越成彦 電話 075-956-8900(代)
---	--

主たる業種	その他の民生用電気機械器具製造業					細分類番号 2 9 3 9	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	【パナソニックデバイスクリートセミコンダクターグループ_トップコミットメントより抜粋】パフォマンスの確実な実践：省エネルギー、省資源、化学物質削減、廃棄物排出量削減を実践する。						
計画を推進するための体制	各事業場毎にて構築し、維持しているISO14001を円滑且つ効率的に運営する事により、省エネルギーを計画的に且つ確実に実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(20~22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,188.2トン	7,016.0トン	6,759.8トン	トン	-4.2 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	6,946.3トン	7,016.0トン	6,759.8トン	トン	-0.9 パーセント	
	実績に対する自己評価	亀岡事業場において、下期より販売による生産量抑制のため、工場稼働力が減少した事による。					
重点的に実施する取組の実施状況	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	工場(亀岡事業場)	事業活動に伴う排出の量(トンCO ₂ /生産高)	49.11	50.63	59.48		12.11 パーセント
具体的な取組及び措置の内容	実績に対する自己評価	亀岡事業場にて著しい生産高減に対し、固定的要素のある電力量まで抑制しきれず、原単位を上昇させた。					
	(23) 年度	業務用省エネ型エアコン更新、窒素製造装置の停止日数増加、めっき製造装置及び炉の稼働台数見直し、各工場歩留り改善					
(24) 年度	事務フロアー暖房設定温度19℃設定運用の徹底						
(25) 年度	事務フロアー蛍光灯キャップスイッチ取付による不在時消灯の徹底						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	本社はJR最寄駅に近いため、又路線バス停留所が正門前である事を踏まえ、基本的に公共交通機関利用を推進しており、大半の従業員が利用している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	(1)交通CO ₂ 低減、(2)周辺地域での通勤時間帯交通渋滞ゼロ、(3)通勤面の安全確保。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	亀岡事業場においては毎週水曜日はライトダウンを実施。(通常勤務者の無残業化) 又、京都府が提唱する「ライトダウンキャンペーン」に参画した。 本社では、AIS社セミコンダクター(事)の各種環境行事(森林・樹木の保全)に参画し、活動。						
特記事項	24年度下期に入り、生産高が極度下がったため、原単位の指標が悪化した。 生産設備の稼働時間帯・台数の見直しを行ったが、顕著な成果は得られなかった。						

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
- 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
- 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
- 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。